

美郷町いじめ防止等のための基本方針

平成 26 年 1 月 27 日 策定

令和 8 年 4 月 10 日 改訂

美郷町教育委員会

【 基本方針策定にあたって 】

「美郷町 学校教育の指針」にも明示しているとおり、本町の教育理念は、美郷町総合計画に則り、これまで町が一貫して取り組んできた「教育は人づくり」が根幹となっている。その中であって、いじめ根絶に向けての取組を一層充実させることは、本町教育の質的な充実を図る上からも重要な意味をもつものと考えられる。

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

「いじめ防止対策推進法」の施行に伴い、美郷町教育委員会では、本町の全ての児童生徒が安心して生活し、共に学び合う環境を社会全体でつくることが目指し、家庭・学校・地域・その他の関係者が連携して、いじめの「未然防止・早期発見・即時対応・再発防止」等に取り組むための基本方針を定めるものとする。

1 いじめ防止等に関する基本的な考え方

(1) いじめ問題の克服に向けた基本的な方向

全ての児童生徒がいじめを行わず、また、いじめを認識しながらこれを放置することがないようにするためには、いじめは許されない行為であることを、児童生徒が十分に理解できるようにするとともに、いじめ防止等について、児童生徒の主体的かつ積極的な取組を支援することが大切である。

また、いじめから児童生徒を救うためには、児童生徒を見守る大人一人一人が「いじめは、どの児童生徒にも、どの学校でも起こり得る」という共通認識のもと、「いじめは絶対に許されない行為であること」「いじめは卑怯で恥ずべき行為であること」「いじめは学校を含めた社会全体の課題であること」という強い認識をもち、それぞれの役割と責任を果たしていかなければならない。

(2) いじめの防止

全ての児童生徒をいじめに向かわせることなく、心の通い合う人間関係を構築できる社会性を育むためには、教職員と学校関係者等が一体となり、継続的な取組を進める必要がある。

その取組を通して、全ての児童生徒に「いじめは決して許されない」ことを理解させるとともに、豊かな情操や道徳心、お互いの人格を尊重し合う態度等を育み、学校や地域全体に、いじめを許容しない雰囲気が形成されるよう努めなければならない。

(3) いじめの早期発見

いじめの早期発見は、いじめへの適切な対応の前提となるものであり、周囲の大人たちが、組織的な連携体制のもと、児童生徒のわずかな変化にも気付く力を高めることが求められる。いじめは、大人が気付きにくい形で行われることを認識し、児童生徒をはじめ周囲の大人が、些細な兆候に対しても、「いじめではないか」との疑いを持ち、早い段階から積極的にいじめを認知するよう努めることが大切である。

また、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、電話相談窓口を児童生徒及び保護者に周知すること等により、児童生徒等がいじめを訴えやすい体制を整えるとともに、家庭・学校・地域及び関係機関が連携し、いじめの早期発見に努めるものとする。

(4) いじめへの対処

いじめの事実が確認された場合には、いじめを受けた児童生徒及びいじめを通報した児童生徒の安全を確保した上で、いじめを行った児童生徒に対して適切な指導を行うほか、保護者にも誠実に対応する等、組織的な対応を行う必要がある。

事実確認による実態把握を的確に行い、迅速かつ適切な対応を行うため、学校はいじめに対応するための校内体制及び組織を整備するとともに、教職員は、いじめを把握した場合の対処の在り方について理解し、共通認識を図っておく必要がある。

(5) 家庭・地域関係機関等との連携

社会全体で児童生徒を見守りながら、心身の健やかな成長を促すため、学校は、家庭・地域・関係機関等との連携を深める必要がある。

P T A組織、学校評議員制度（学校運営協議会制度に移行）及び学校関係者評価等を活用し、学校や地域のいじめへの対応状況について定期的に協議する機会を設ける。地域学校協働活動等との連携によって、各学校が行う体験活動等の実施によって、児童生徒が大人と関わる機会を多く設定することは、いじめの未然防止及び早期発見にもつながるものと考えられる。

また、警察や児童相談所等との適切な連携を図るため、町内連合P T A組織等を活用した情報交換会や連絡会議を開催する等、平素から情報共有を図る必要がある。

さらに、教育相談の実施に当たっては、必要に応じてスクールカウンセラー、広域カ

ウンセラー、スクールソーシャルワーカー、医療機関等の専門機関との連携を図るとともに、「24 時間いじめ相談ダイヤル」、「いじめ緊急ホットライン」、「すこやか電話」、「やまびこ電話」、「こども人権 110 番」等、学校以外の相談窓口についても、児童生徒及び保護者に周知し、情報共有や事案対応に関する連携体制を構築しておくことが求められる。

2 いじめの防止等のための具体的な取組

(1) 美郷町教育委員会における取組

- ① 全ての教育活動を通じて道徳教育や体験活動を推進し、児童生徒の思いやりの心、互いの立場や考え方を尊重し合い社会の一員として共に生きていくことができる開かれた心を育成するため、施策等の充実を図る。
- ② 「美郷町 学校教育の指針」に、いじめ問題への対応について明確に示す等、町内全ての学校において、いじめ防止等の取組が推進されるよう配慮する。
- ③ 町内連合 P T A 組織の一層の充実等により、校種間・学校間、学校と関係機関との連携強化を図る。
- ④ 児童生徒が主体的に行ういじめ防止に資する活動への支援や、児童生徒、保護者及び教職員の意識啓発について、必要な措置を講ずる。
- ⑤ 児童生徒、保護者及び教職員が、いじめに係る相談を行うことができる体制を整備するため、必要な措置を講ずる。
- ⑥ いじめの防止等に関する教職員の資質能力の向上を図るため、研修を実施する。
- ⑦ インターネット・SNS 等を通じて行われるいじめを防止し、効果的に対処するため、必要な措置を講ずる。
- ⑧ 学識経験者、スクールカウンセラー等の専門的知識を有する外部人材や保護者等を委員とする「いじめ問題対策連絡協議会」を設置する。
- ⑨ 「いじめ問題対策連絡協議会」との連携のもと、必要が認められる場合には、外部専門人材等から成る附属機関を設ける。
- ⑩ 法第 23 条第 2 項の規定による報告を受けた場合、必要に応じて学校への支援、必要な措置の指示又は調査を行う。
- ⑪ 学校評価及び教職員評価において、いじめ防止等の取組が、その有無や件数の多寡のみで評価されることのないよう、日常的な組織的取組や対応の適切さが正当に評価されるよう配慮する。
- ⑫ 上記の取組を推進するため、必要な財政上及びその他の措置を講ずる。

(2) 学校における取組

- ① 児童生徒の思いやりの心、互いの立場や考え方を尊重し合い社会の一員として共に生きていくことができる開かれた心を育成するために、授業や特別活動、部活動等、全教育活動を通じた道徳教育や好ましい人間関係の形成に資する体験活動等を推進し、豊かな人間性を育み、適切な集団づくりに努める等、いじめの未然

防止に向けた取組を推進する。

- ② 児童生徒が主体的に行ういじめ防止等に向けた取組を支援するとともに、「いじめはどの児童生徒にも、どの学校でも、起こり得る」という教職員の共通認識のもと、「いじめは決して許さない」という毅然とした態度により、全ての児童生徒に対して「いじめは人権を侵害する許されない行為であり、法的にも禁止されている」ことの趣旨を理解させる。
- ③ 学校は、国が定める「いじめの防止等のための基本的な方針」及び「秋田県いじめ防止等のための基本方針」並びに「美郷町いじめ防止等のための基本方針」を参酌し、各校の実情に応じて、いじめの防止等のための学校の基本的な方針を定める。
- ④ 学校において定めた基本的な方針については、各学校の生徒指導の全体計画の中に適切に位置付けるほか、児童生徒・保護者・地域に対しても積極的に公表し、その理解を得るように努める。
- ⑤ 法第 22 条の規定に基づき、学校はいじめの防止等に向けて組織的かつ実効的な対応を行うために、管理職、生徒指導担当教員、教育相談担当教員、学年主任、養護教諭等からなる校内組織を置く。また、必要に応じてスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門知識を有する外部人材の活用も検討する。
- ⑥ いじめは教職員が気付きにくい形で行われることに留意し、児童生徒のわずかな変化に対してもいじめの兆候ではないかとの疑いを持ち、教職員間の情報交換を密にしながら、早い段階から積極的にいじめを認知するための体制づくりを行うとともに、いじめ防止等についての校内研修等の充実を図る。
- ⑦ 児童生徒及び保護者が悩みや困りごとを教職員に相談しやすい環境づくりに配慮するとともに、安心して相談できる信頼関係の構築に努める。
- ⑧ いじめの早期発見及び実態把握のため、定期的な調査等を実施する。
- ⑨ いじめについて通報を受けた、又は事実が確認された場合は、特定の教職員が抱え込むことなく、速やかに情報を共有し、事実確認や適切な初期対応を組織的に行うとともに、その内容について、美郷町教育委員会に報告する。
- ⑩ いじめの事実が確認された場合には、その早期解決及び再発防止に向け、いじめを受けた児童生徒を守り通すことを前提に、当該児童生徒及びその保護者に対する支援や、いじめを行った児童生徒に対する指導及びその保護者に対する助言を組織的に行う。
- ⑪ 関係児童生徒や保護者への支援、指導及び助言は、心理、福祉等に関する専門知識を有する者の協力を得ながら、教育的な配慮に基づいて継続的に行うとともに、いじめを受けた側と行った側との間で争いが生じることのないよう、当該事案に関する情報共有が適切に行われるよう必要な措置を講ずる。
- ⑫ いじめの内容が犯罪行為として取り扱われるべきものであると認められる場合には、所轄の警察署と連携する等して対応する。また、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあると認められるときは、直ちに所轄の警察署に通報し、適切に対処する。
- ⑬ 発達障害等のある児童生徒への指導は、特別支援教育に関する校内委員会との連携を図るとともに、必要に応じて外部専門家等の協力を得る等、当該児童生徒の特性に応じた対応を図るよう配慮する。

3 重大事態への対処

(1) 重大事態の認定、調査組織の設置、報告等

いじめが重大事態と認められる場合、速やかに学校の設置者又は学校のもとに組織を設け、事実関係を明確にするための調査を行う。

法第 28 条第 1 項第 1 号の「生命、心身又は財産に重大な被害」に該当するものとしては、いじめを受けた児童生徒の状況に着目し、自死を図った場合、精神疾患を発症した場合、身体に重大な傷害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合等が想定される。

同条同項第 2 号の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえて年間 30 日を目安とするが、当該児童生徒の状況等により適切に判断するものとする。

学校は、当該事案が重大事態であると認められる場合、美郷町教育委員会を通じて美郷町長へ事態発生について報告する。

(2) 調査の主体、組織、方法等

法第 28 条第 1 項において、調査は学校の設置者又はその設置する学校のもとに組織を設けて行う旨が規定されているが、学校が調査主体となることにより教育活動に支障が生じるおそれがある場合等においては、美郷町教育委員会が主体となって調査を行う。

いずれの場合も、調査は教育的配慮に基づき、児童生徒の人権や個人情報保護等に十分留意した上で、児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聞き取り調査等により行う。

調査を行う組織は、弁護士、精神科医、学識経験者、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門知識や経験を有する者で、当該事案の関係者との人間関係を有しない者により構成する等、調査が公平性、中立性を確保した上で効果的に実施されるように留意する。

調査は、重大事態に対処するとともに、同様の事態の再発防止に向けて行うものであることから、重大事態に至る要因となったいじめが、いつ頃から、誰によって行われ、どのような態様であったか、学校がどのように把握し対応したか等の事実関係を可能な限り網羅的に明確にするために行う。

調査の経過及び結果については、適切に記録するとともに、調査によって明らかとなった事実関係等の情報管理には万全を期する。

(3) 調査結果等の取扱い

調査結果については、美郷町長に報告する。また、学校が主体となって行った調査の場合は、美郷町教育委員会を通じて報告する。

調査によって明らかとなった事実関係、その他必要と認められる情報は、その経過も含め、当該調査に係るいじめを受けた児童生徒及びその保護者に対し、「秋田県個人情報保護条例」等に十分留意した上で、適時、適切な方法で提供する。

調査によって確認された事実関係は、関係する児童生徒やその保護者への継続的な支援、指導、助言等に活用するとともに、重大事態に至った要因、経過、学校の対応等を分析することにより、同様の事態が再度発生することのないよう、当該学校のみならず各校の指導の改善に活用するよう配慮する。